

加納賞規約

平成 24 年 7 月 7 日

- 1、加納賞による研究活動助成は、当該年度の会長を委員長とし、会長経験理事若干名および事務局理事からなる加納賞委員会で決定し、理事会で承認する。
- 2、研究助成を希望する研究者は日本骨髄腫学会員であることが必要で、所定の申請用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。
- 3、基礎的分野、臨床分野、2 研究程度を助成する。
- 4、研究助成金の額は委員会で決定する。
- 5、助成を受けた研究者は研究終了後、報告書を提出し、発表の際は加納賞の助成を受けたことを明記する。受賞者には学会誌に計画書と報告書を掲載してもらう。
- 6、加納賞に関連する事項については加納賞委員会で決定し、理事会で承認する。